

令和2年2月10日

著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について

文化審議会運営規則第4条第4項に基づき、著作権分科会会長に対し、本年度の使用料部会の議決を以下の通り報告する。

記

著作権法第67条に基づく著作権者不明等の場合における著作物等の利用に係る補償金の額について、本年度は現在、計4回の審議を行い、合計で67件、著作物数としては50,471点（内訳は以下参照）の補償金の額が決定された。

第一回（令和元年7月9日決定）

裁定件数：35件（著作物数 48,947点）

第二回（令和元年11月22日決定）

裁定件数：17件（著作物数 580点）

第三回（令和元年12月18日決定）

裁定件数：10件（著作物数 510点）

第四回（令和2年1月28日決定）

裁定件数：5件（著作物数 434点）

以上